

第11回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和7年4月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 山本部長・仁尾副部長・南部委員・中村委員・遠藤裕美委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・岡久委員・遠藤義春委員・湯浅委員・尾崎委員・井出委員
- 欠席委員 米山委員・岡部委員・幸田委員・森委員・武市委員・西野委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 事務局より議案の訂正です。4ページ、第2号議案、ナンバー9についてですが、譲受人より取下げの連絡がありました。1件取下げをします。
- 山本部長 (部長挨拶)
それでは第11回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は新野地区の中村委員と加茂谷地区の湯浅委員にお願いいたします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告お願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 南部委員 椿地区・福井地区・橘地区の議案はございません。
以上、椿地区報告を終わります。本部会での審議よろしくをお願いします。
- 山本部長 次に、新野地区お願いします。
- 中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は4月22日に新野公民館

にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次、桑野地区お願いします。

遠藤裕美委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は4月21日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次、見能林地区お願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は4月18日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次、富岡地区お願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は4月18日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

山本部長 次に、宝田地区お願ひします。

竹内委員 宝田地区は案件ございません。

山本部長 次に、長生地区お願ひします。

岡久委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は4月22日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6から7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

山本部長 次に、中野島地区お願ひします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は4月22日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3から4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

山本部長 次に、大野地区です。

大野地区からご報告します。大野地区は4月17日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

山本部長 次に、加茂谷地区お願いします。

湯浅委員 加茂谷地区は案件ございません。

山本部長 次に、那賀川地区お願いします。

尾崎委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は4月23日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。また、ナンバー9については事務局より報告あったように取下げです。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

仁尾副部長 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は4月22日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。お願いします。

山本部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第3号議案と第4号議案について報告があるようなので、説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページの第3号議案ナンバー1について、営農型太陽光発電の一時転用の更新でございます。地区部会で、議案書の備考欄にもっと詳しい情報が欲しいと要望がございました。今回はこのままですが、次回からの営農型太陽光発電の議案については、新規か更新かを記載し、更新であれば何回目の更新か、作替えはあるのかを記載することにします。

この方についてですが、更新です。下部農地の作物は、水稻です。成果としましては、通常収量の85%です。基準となる80%は上回っております。

す。もしも、今回の議案が許可されれば、5月19日に予定している農業会議の常設審議会にかけるとの予定です。

続きまして第4号議案でございます。前回までは、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について」という議案でしたが、法改正により、中間管理機構を通じた賃借が原則となりましたので、この度の議案から、「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」に変更となりました。今までは、市農業委員会が、議決しその結果を阿南市長が公告していましたが、今回からは、市農業委員会が可否の意見を出して、徳島県農業開発公社へ意見を送付し、その結果を徳島県知事が公告することになりました。

また、今までは、中間管理機構を通して、借りていた方が、様々な事情で、賃借の期間中に、解約をして、残り期間中別の方が借りる場合、いわゆる再配分については、地元の委員へ意見を聴取し問題なければ、事務局にて処理をしていました。この度の改正で、この再配分につきましても、議決の必要性がございます。

7ページ第4号議案ナンバー10、11につきましては、元々、別の方が耕作をしていましたが、中間管理から借りる契約を解除しました。継ぎ目ないように、ナンバー10と11につきましては、別々の方が残りの期間を耕作することについてご審議の程よろしくお願い申し上げます。

山本部長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

阪井委員 再配分は、議案に登載する必要があるのか。
今回の議案は、中間管理を利用して別の方が借りていたのか。

岡久委員 別の方が借りていました。本来であれば、この場合は、別の方が解約した際は、中間管理機構が探す必要がある。しかし、中間管理機構は事務手数のみしか仕事をしていない。しかし、次の耕作者が今回は見つかった。地区部会での審議については、申請している耕作者がこの土地を耕作できるかを審議しました。

事務局 岡久委員の発言を補足します。今回、別の人との契約が解除して1年以内に新しい人が見つかった場合、前回の契約を引き継ぐことができます。土地所有者と中間管理、新しい耕作者が納得した場合、今回の再配分となります。

昨年までは、地元委員に事務局が聴き取りをして、新しい人に耕作しても問題ないか確認をしていました。今回からは、議決によって、意見を集約し、中間管理機構へ意見を送付する予定です。

- 阪井委員 中間管理機構が主体的にして欲しいですね。
- 尾崎委員 なんにもしてくれない。
- 岡久委員 3月にも放棄地の耕作でも動いてくれなかった。
- 吉岡委員 もっと責任を持って仕事をして欲しい。
- 岡久委員 足は農業委員、推進委員で、筆は中間管理機構になっている。
- 阪井委員 これは、意見を言うだけですか。
- 事務局 この案件につきましては、権限移譲を受けておりません。事務局から断っております。理由としては現在、業務過多により受けれないと判断したからです。もしも権限移譲を受けた場合は、農業委員会もしくは阿南市長名で公告することになります。
- 井出委員 今までは、備考欄に、新規、継続、新規中間管理、継続中間管理と記載していましたが、再配分という言葉はなかったと思います。状況は分かりましたが、この言葉でよいのですか。
- 事務局 新規でもなければ、継続でもございませぬ。中間管理機構より送られて書類に再配分と記載されておりました。他に適切な言葉もないので、再配分とさせていただきます。今後、備考欄に記載するとしたら、新規、継続、再配分の3つとなります。新規中間管理、継続中間管理は、議案の全てが中間管理になるので、廃止になります。
- 井出委員 法律が変わったからですか。
- 事務局 そのとおりです。
- (意見なし)
- 山本部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。
第1号議案から第4号議案の内、第2号議案ナンバー9については取下げとし、それ以外については一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第11回農地部定例会議案については、第1号議案から第4号議案のうち、第2号議案ナンバー9については取下げ、その他の議案については、全て承認です。

山本部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

山本部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

阪井委員 4月8日にあった臨時農地部会の結果を県に報告はしましたか。

事務局 4月8日にあった臨時農地部会の第18条第1項解約について、阿南市農業委員会の意見書を4月11日に南部総合県民局へ直接持っていきました。40日以内の規定には収まっています。県民局からの意見書の文言の修正がございました。今回送付した書類を県民局は現在審議しているところと思われます。結果が、許可であれば農業会議の常設審議会にかけることになっています。不許可であれば、常設審議会にはかけません。結果について、許可・不許可を選択して、県民局長の印を押して、阿南市農業委員会へ送付されることとなります。阿南市農業委員会は結果を申請人に送付することになります。

山本部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 (盛土規制法の説明)
(地域計画変更手続きの説明)

山本部長 ほかにございませんか。

山本部長 以上をもちまして、第11回農地部定例会を閉会いたします。次回は、5月26日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会